

## 成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

### 1 成年後見制度について

成年後見制度には、ご本人の判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐及び補助の3類型が設けられています。各類型ごとに、ご本人の判断能力を補うための援助者として、成年後見人、保佐人及び補助人が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、ご本人の保護に努めることとなります。

| 区分               | 後見               | 保佐            | 補助         |
|------------------|------------------|---------------|------------|
| 対象となる方<br>(判断能力) | 判断能力が欠けているのが通常の方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |

### 2 診断書の作成について

このたび、ご本人の親族等が依頼しておられます成年後見用の診断書については、裁判所がご本人の判断能力の程度を把握することにより、審理の方法、範囲等について見通しを得るためのものですので、ご協力お願いいたします。

\* 「診断書作成の手引」を、最高裁判所ホームページからダウンロードしていただけます（最高裁判所 TOP → 裁判手続 → 家事事件）。また、裁判所でも用意していますので、必要な場合にはご連絡ください。

### 3 鑑定について

上記3類型のうち、成年後見及び保佐については、診断書だけでは足りず、ご

本人の判断能力の状況について、原則として医師による鑑定が必要となっています。後見及び保佐については、ご本人の保護が図られる反面、その法的行為や資格が制限されることになるので、慎重な判断が求められるからです。鑑定の結果をまとめていただいた鑑定書は、家事審判官（裁判官）が審理する際の資料になります。

\* 診断書の手引と同様に「鑑定書作成の手引」も、最高裁判所ホームページからダウンロードしていただけます。また、裁判所でも用意しています。

#### 4 お願い

そこで、診断書を作成される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合にお引き受けいただけるかどうかなどの参考事項について「診断書の記載内容等についてのお尋ね」に併せてご記入いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

鑑定といっても、精神科の医師に限るわけではなく、その病状によって内科や外科の医師にもお願ひすることがあります。また、基本的には、ご本人の症状の経過と現状についてもっとも把握されている主治医の方に鑑定の依頼をさせていただいております。

ただ、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合等には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することがあります。その際には、診療記録の提供等の協力をお願ひすることがありますので、ご協力お願ひ申し上げます。

#### 備考

- (1) 鑑定をお願ひする場合には、後日依頼書を送らせていただきます。
- (2) 鑑定人に対する証人尋問は行われるかとの問い合わせがありますが、通常行われることはありません。
- (3) ご不明な点については、大津家庭裁判所後見係（Tel 077-522-4281 代表）までお問い合わせください。

(家庭裁判所提出用)

\* この診断書の記入要領については最寄りの家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

診 断 書 (成年後見用)

|   |  |                     |
|---|--|---------------------|
| 1 | 氏名   | 男・女                 |
|   | 生年月日   | M・T・S・H 年 月 日生 ( 歳) |
|   | 住所   |                     |
| 2 | 医学的診断  |                     |
|   | 診断名  |                     |
|   | 所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)  |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 植物状態ないし準植物状態 (該当するものをチェックする)  |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 意思疎通不可能 <input type="checkbox"/> 自力移動不可能 <input type="checkbox"/> 発語不可能 <input type="checkbox"/> 視覚による認識不可能 |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 糞尿失禁 <input type="checkbox"/> 食事摂取不可能 <input type="checkbox"/> 上記の状態が3ヶ月以上固定                                |                     |
|   | 備考 (診断が未確定の時の今後の見通し, 必要な検査など)  |                     |
| 3 | 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見)欄に記載する)  |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することが出来ない (後見相当)   |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である (保佐相当)  |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある (補助相当)   |                     |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる  |                     |
|   | (意見)   |                     |
|   | 判定の根拠 (検査所見・説明)  |                     |
|   | 備考 (本人以外の情報提供者など)  |                     |

以上の通り診断します。

平成 年 月 日

病院または診療所の名称・所在地・電話

担当診療科名

担当医師氏名

印

## 診断書の記載内容等についてのお尋ね

ご本人のお名前

以下の質問についてご回答いただき、この書面のみ添付の封筒に封入の上、診断書と共に診断書の作成を依頼した方にお渡しく下さい。□については該当するものにチェックしてください。

なお、この書面に記入される際には、「成年後見用診断書の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

1 ご本人の意思疎通の能力について ((1)及び(2)については複数回答可)

- (1)□ どのような手段を用いても意思の表明ができない。
- (2)□ 簡単な単語の発語はあるが、意思疎通が極めて困難である。
- (3)□ 上記のいずれにも該当しない。

2 鑑定について

(1)□ 家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合、引き受ける。

ア 鑑定費用(検査料・諸経費等を含む。当庁では、原則として5万円以内でお願いしております。)

- 5万円で引き受ける。
- \_\_\_\_\_円で引き受ける。

イ 鑑定期間は、約 \_\_\_\_\_日間必要である(一般的には1か月程度で鑑定書を提出していただいております。)

ウ 鑑定書作成の手引について

- 鑑定書作成の手引の送付を希望しない。
- 鑑定書作成の手引の送付を希望する。

書類の送付先

- 診断書記載の病院等の所在地と同じ
- 下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

Tel

所在地 〒

(2)□ 鑑定を引き受けることはできない。

理由 ( \_\_\_\_\_ )

(3)□ 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地

Tel

平成 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

回答者氏名

印